

中國出土資料學會

会員各位

下記の通り、本年度第1回大会を開催いたしますので、ふるってご参加いただきますよう、お願いいたします。

2024年5月31日

中國出土資料學會

会長 森 和

中國出土資料学会

2024年度 第1回大会

【日時】2024年 7月 6日(土) 13:00~17:00

【会場】成城大学 3号館 2階 322教室

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

小田急線「成城学園前駅」下車、徒歩約4分。

※会場までのアクセスおよび校内案内図は、下記ページをご確認ください。

<https://www.seijo.ac.jp/access/>

<https://www.seijo.ac.jp/about/map/index.html>

本大会はハイブリッド型（会場での対面による開催とともに、zoomによるオンライン参加も可能）で開催されます。

報告 I 杉浦 仁誼（学習院大学大学院博士後期課程）

発表題目：「もの」に課された賦——秦末漢初の賦制の一考察——

発表概要： 中国南方地域において、「里耶秦簡」や「益陽兔子山西漢簡」などの地方行政文書として利用された簡牘が相次いで発見されている。それに伴い、当時の地方社会や統治システムに関する研究が進んでおり、その中には税として米穀や金銭を徴収する賦に関わる研究が多くある。そういった賦に関する簡牘の中には、米穀や金銭ではなく「羽」や「繭」や「船」など「もの」に賦を課している事例が散見されるが、こういった「もの」に課された賦には米穀や金銭で納める賦と異なるものもあり、「もの」に課された賦についてより詳細に検討するべきであろう。そこで、こういった賦が秦代の賦に関する制度の中でどう位置付けられるかについて考察を行う。

報告Ⅱ 曹 天江（中央民族大学历史文化学院講師）

発表題目：簡牘所見“校”“效”分殊與“計校相繆”——兼論秦漢官府物資計校規範的深化

発表概要： 秦漢簡牘文書中，“校”“效”二字都是表示審查事務的常用語，二者的內涵有重合也有不同。細考相關語例可知，一方面，“效”可表示對官吏和物資的審查，且主要採取“賬一物”核對的方式，又有“效律”作為針對審查事務的專門規定；另一方面，秦統一後所見的文書律令中，又見以“校”表示審查（動詞）和與審查相關的券書或文書（名詞）的情況，其中“校文書”在秦漢基層官府中是不可忽視的一種文書類型。在此基礎上，再對比秦律有關“計校相繆（謬）”的規定與其他以“賬一物”核對方式進行物資審查的規定，并對照秦漢簡牘材料中出現的類似語例，可發現二者在懲罰力度上有輕重之別，這正因為“計校相繆”的“計校”是指分別名為“計”和“校”的兩類文書，後者是針對前者形成的修訂說明文書，故“計校相繆”是文書賬面上發生的謬誤。“計一校”審查是一種“賬一賬”審查，所以懲罰“賬一物”審查為輕。這是秦漢國家建立後，官府物資計校規範不斷深化的一重表現。

報告Ⅲ 程 少軒（南京大学文學院教授）

発表題目：清華簡《四時》“十又二歲乃合”小考

発表概要： 清華簡第十冊刊佈的竹書《四時》，是一篇先秦天文學佚書。該篇竹書包含有一套獨特的天文曆法系統。學界對《四時》的曆法系統多有研究。筆者信從趙相榮《論清華簡〈四時〉的天文曆算系統》的意見，贊同《四時》的星宿係依據簡帛文獻所見“二十八宿紀日法”的曆法系統排列。在趙相榮論證的基礎上，筆者進一步討論了簡文中的“十又二歲乃合”。“二十八宿紀日法”曆法系統以恆星月配回歸年，恆星月為 28 日，回歸年為 13 個恆星月，共 364 日。這套曆法系統的恆星月與回歸年每年均相合，因此需要歷經“十又二歲”才能相“合”的一定是指朔望月。“十又二歲乃合”是說恆星月、回歸年與朔望月相合的週期是十二年。這套曆法系統的 12 個回歸年共 4368 天，與 148 個朔望月的實際長度（約 4370.5 日）十分接近。《四時》曆法系統取朔望月的月策應該是 $4368/148=29.19/37$ 。

☆ 参加希望者は下のリンクから事前登録をお願いいたします

<https://forms.gle/frpVUUKjJEfQFJC37>



【登録受付期間】 6月29日(金)まで。

☆ 参加申込者には、6月29日以降に招待リンクと発表資料閲覧用のパスワードを事務局から送付いたします。なお会場にお越しになる方は、事前に発表資料をダウンロードしてご持参ください。会場校の負担を減らすため、会場での印刷・配布はいたしませんので、ご了承ください。

☆ 参加費無料、非会員の来聴を歓迎します。

連絡先（大会委員長）

〒162-8644

新宿区戸山 1 - 24 - 11 早稲田大学文学学院

柿沼 陽平

E-mail : yohey@waseda.jp